

小田原市監査委員公表第8号

令和元年11月26日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬勝

小田原市監査委員 鈴木美伸

監査結果に基づき小田原市足柄財産区財産管理者が講じた措置の公表

令和元年6月28日付け監査第15号の監査結果に基づき小田原市足柄財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	土地貸付料について、賃貸借契約書において納入通知書により納期限を指定することとしているにもかかわらず、賃借人に対し納期限を通知せずに請求しているものが見受けられた。	今後は、契約書に定められた納期限を通知し、請求することとした。

小田原市監査委員公表第9号

令和元年11月26日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬勝

小田原市監査委員 鈴木美伸

監査結果に基づき小田原市酒匂財産区財産管理者が講じた措置の公表

令和元年6月28日付け監査第15号の監査結果に基づき小田原市酒匂財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	土地貸付料について、賃貸借契約書において納入通知書により納期限を指定することとしているにもかかわらず、賃借人に対し納期限を通知せずに請求しているものが見受けられた。	今後は、契約書に定められた納期限を通知し、請求することとした。